

平成28年度第1回福岡市中央卸売市場市場取引委員会資料（抜粋）

1 改正の概要

改正までの経緯

(1) 「第10次卸売市場整備基本方針」の策定に先立ち、「卸売市場流通の再構築に関する検討会」より、輸出の円滑化・効率化を図るため、第三者販売及び直荷引き（※下記参照）について柔軟な運用が必要との提言がなされた。

※ **第三者販売**・・・卸売業者による市場外の者への販売
直荷引き・・・仲卸業者による市場外の者からの買入れ

(2) 「第10次卸売市場整備基本方針」において、卸売市場の活性化に向けた新たな取組みとして、卸売市場の輸出拠点化を推進することが示された。

(3) 卸売市場法では、適切な価格形成を行う観点から、第三者販売及び直荷引きを制限している。

(4) 国産農林水産物の輸出促進にあたって、卸売市場の活用が期待されているが、従来の規定では外国の食品事業者への第三者販売や輸出に意欲のある農林漁業者等からの直荷引きができず、対応が困難であるため、制度の改正が求められた。

卸売市場法施行規則の改正
(平成28年4月)

改正後

市場における取引の秩序を乱すおそれがないと開設者が認めるときは、**外国の食品事業者等への第三者販売や輸出に意欲のある農林漁業者等からの直荷引きを行うことが可能**となった。

改正後のイメージ

